

銚田市空家バンクのご案内

～ 使用していない住宅（空家）を「登録」してみませんか？ ～

銚田市では、まだ使用できる「眠っている空家」を再び住居として利活用することを促進するため、「銚田市空家バンク」を実施しています。

- ・空家を所有しているけど、今後使用する見込みがない。
- ・空家状態の実家を相続したけど、どうしたらいいか・・・

⇒⇒⇒ **銚田市空家バンクへ「物件登録」してみませんか？**

市のホームページで、建物の立地条件や間取り、売買・賃貸の別、希望価格等を公開し、「欲しい」「借り受けたい」という希望者からの申し出を待ちます。

登録いただいた建物に興味がある方（利用希望者）があった場合、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会とともに、交渉のお手伝いを行います。

※次に掲げる物件は対象外となります。

- ・賃貸又は分譲を目的とした建物（いわゆるアパートや分譲販売目的）
- ・老朽、損傷等が著しく、大規模な修繕が必要とされる建物
- ・建築基準法等各法令に違反している建物

その他要綱に規定している建物

※登録物件の状態によっては登録をお断りする場合がありますのでご了承ください。

銚田市空家相談窓口（市役所都市計画課内）直通Tel.0291-36-7754